

「訪問理美容サービス助成券」のご案内

鎌倉市では、65歳以上で要介護4・5の認定を受け、理容店・美容院に行くことが困難な高齢者に対し、理容師・美容師がご自宅へ訪問するサービスへの助成を行っています。

市の助成により訪問理美容サービスを利用する場合は、事前に「訪問理美容サービス助成券交付申請書」により高齢者いきいき課へ申請し、助成券の交付を受けることが必要です。

市が指定する理美容店に申し込み、支払時に助成券を提出していただくと、利用者は技術料金のみの負担でサービスを受けることができます。

《対象となる方》

65歳以上で要介護4・5の認定を受けている方

《申請方法》

「訪問理美容サービス助成券交付申請書」に必要事項をご記入の上、鎌倉市役所高齢者いきいき課（本庁舎1階8番窓口）へ来庁又は郵送にてご提出ください。事務手続後に助成券を申請者へ郵送します（即日交付はしておりません）。

《助成券》

一人あたり年間最大6枚を交付します。同月に複数回の利用はできません。使用できるのは本人のみで、他人に貸与及び譲渡することはできません。紛失等による助成券の再発行はできません。

《利用できる店舗等》

裏面の「訪問理容サービス協力店・訪問美容サービス協力店」をご参照ください。サービスはカットが中心で、対応可能な日程やサービス、技術料金等は各店で異なりますので、詳細はお店に直接お問い合わせください。

★助成対象とならない方へ★

理容店については、訪問サービスが受けられる場合があります。裏面の「理容組合相談室」へお気軽にご相談ください。（全ての費用は自己負担です。）

事務担当 高齢者いきいき課 0467-61-3899

〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市役所高齢者いきいき課 行

←切り取って宛名としてご利用ください